

No.	質問	回答
1	公募要領の実証調査の例として、「海外での展示会・販売会への出展」という記載がある一方で、「本事業に関連して実施される展示会等によって、直接的な販売行為や収益取得は認められない」とある。 例えば、受託事業者が展示イベントを主催（共同開催含む）等した際に、そこに出品する生産者（作家等）が、イベントの場で販売することもできないのか。	本事業は、地域産品の生産者の利益向上を目的として実施するものです。委託事業に関しては、国の業務を代替するものであるため、受託事業者が商品販売などの営利活動を行うことはできません。 ただし、受託事業者が実施するイベントにおいて、生産者等が商品を販売することについては、これを妨げるものではありません。
2	イベントでの展示に関する輸送費は、国の予算で賄われると認識している。販売については、それぞれの事業者が自費で実施するのであれば、構わないということか。基本的に受託事業者側としては展示及び商談を想定しているものの、一部、販売につながる場合は販売可能なのか。	生産者等が、自らの判断で商品を販売することについては、制限されるものではありません。そのため、販売を行う事業者に対して、委託事業費から輸送費や旅費などの経費が支出されていない場合には、販売は可能です。
3	委託費の旅費について、支援対象産品の事業者が出張し、売買が成立した際には、委託費と整理されないのか。	委託費とは国の業務を代替するものであるため、営利活動を前提とした経費については、国の事業における目的外支出となるため、委託費として計上することはできません。御質問の旅費については、委託事業者の旅費ではなく、再委託先等で支援対象産品の事業者が出張をするものと思われます。営業販売という営利行為を前提とした旅費であるので、委託費と整理することはできません。
4	有識者の設定について、「内閣府と討議の上」との記載があるが、企画提案の段階で事業者として、有識者の候補を提案することを妨げるものではないとの認識でよいか。	ご認識のとおりです。有識者として取り上げるに相応しい方がいらっしゃる場合は、積極的にご提案ください。
5	販売に資するような検証内容を取り込むかどうかなどの内容および効果を測定するにあたっての指標について、どのような点を重要視しているのか。	本事業では、従来海外展開が十分に行われていなかった地域産品の海外販路の開拓や地域産品の生産事業者が利益を得られる体制の構築に資する検証が行われること、地域産品の生産事業者が利益を得られたことなどが測定されること等が指標となり得ると考えておりますが、指標の設定も含めての企画提案であり、これらに限定されるものではありません。公募要領の事業概要、応募要件、評価・選定基準等を詳細に確認のうえ、よくご検討ください。
6	「目利き」というのは、「第三者に委託する」ということを念頭に置いているのか。また、「目利き」に期待される役割とは何か。	「目利き」として位置づけている方については、再委託先を想定しています。その上で、個別の支援対象産品に特化・精通していること、さらに海外との接点を含む独自の販路を持っていることが望ましいと考えています。また、バイヤーとしての役割や販路開拓、イベントの企画・立案など、幅広い面でご協力いただける方を想定しています。
7	再委託の上限比率は決められているのか。	本事業の性質を踏まえ、再委託比率については上限（比率限度）を設けていません。ただし、企画競争説明書に添付した契約書のとおり、事業の全体を第三者に丸ごと委ねる「丸投げ」や、事業の主要部分を再委託することは認めていません。一方で、本事業の趣旨を踏まえ、より高い効果を得るために複数の事業者へ再委託を行った結果として、再委託比率が高くなること自体は問題ありません。
8	事業者がコンソーシアムの場合の契約書について共有いただきたい。	契約書については、契約者名等の記載が変更されるのみであり、内容は企画競争説明書に添付した契約書と同一です。
9	提案書について、プレゼンテーションの機会はあるのか。	書面審査のみといたします。
10	公募要領P3（サ）①コンソーシアムの構成員は、単体法人又は他のコンソーシアムでの応募に関与していないこと、と記載されているが、本事業の応募に関与していないという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
11	提出する提案書の枚数に上限はあるのか。	上限は特段設けていません。
12	見積書に添付する根拠資料・証憑について、どの程度添付が必要か。	見積書に根拠資料の添付は不要ですが、積算の根拠として提案者側で適切に保管しておいてください。
13	P3（1）実施主体の要件（オ）について、文章が途中で終わっていないか。	ご指摘のとおり、文末の「～に該当しない者であること。」の記載が漏れておりました。
14	「目利き」が独自に販路拡大に向けた展示会等を行うことは可能か。	「目利き（再委託者）」が展示会などのイベントを実施することは差し支えありません。ただし、「目利き」を採用する際や、どのようなイベントを実施するかについては、提案内容を踏まえたくうえで、改めて内閣府と協議の上で判断させていただきます。なお、受託事業者からの委託費を活用してイベント等を実施する事業者については、国からの委託費を受ける受託事業者と同様に、事業者自身が商品販売などによって収益を得ることはできません。

No.	質問	回答
15	提案書提出後、内閣府と相談・調整する中で金額や内容含め、提案書から事業の形が変わっていくことが想定されうとの認識だが、相違ないか。	ご認識のとおりです。プラットフォームや有識者の選定を含め、事業の具体的な進め方については、内閣府とも十分に相談しながら進めていくことになります。
16	農林水産物などは「旬」があるかと思うが、令和8年3月末までという事業期間において、「旬」ではない製品については、本事業の対象外にならざるを得ないという認識でよいか。	来年3月末までの事業期間内に、販路拡大などの事業実施が可能な製品を選定いただけますようお願いいたします。
17	「有識者は、2. 応募要件に掲げる全ての条件を満たす必要がある。」とありますが、応募要件（1）（2）共に、応募事業者の総体としての要件であるように読み取れるため、有識者個人の要件は3～5名の中で「農産物・畜産物・海産物・伝統工芸品・日用品・雑貨等の各分野に精通した者を偏りなく選定」し、事業者総体の実施体制として要件を満たしていれば良い認識でよいか。	有識者の選定を含む体制により、「2. 応募要件」に掲げられた全ての条件を満たしていることが求められます。例えば、（1）の要件は基本的に応募事業者全体に対するものですが、仮に受託事業者が要件を満たしていたとしても、有識者が暴力団関係者であった場合には、要件を満たしていないものとなります。
18	「協定書（案）については、申請書とともに事前に提出し、」とあり、協定書は当方の書式を想定しているが、「申請書」とは何を指しているのか。	ご指摘のとおり、説明書内で表記に揺れがありました。「申請書」は「提案書」を指しています。
19	当社グループの認識としてのコンソーシアムは「垂直多重商流」にあたり、その場合、協定書を必要としない座組だが、本事業におけるコンソーシアムとは、どのような商流を指すものか。 ＜共同体商流と協定書有無の関係例＞ ・コンソーシアム = 垂直多重商流型 → 協定書不要 ・ジョイントベンチャー = 水平商流・共同受注型 → 協定書必要	御社の認識としての「コンソーシアム（垂直多重商流型）」が、1社が業務を受注して他の事業者へ再委託する関係を指すものであれば契約関係であるため、別途協定書は不要と考えます。 一方、複数企業による企業共同体が受注する一般的なコンソーシアムは任意団体であり、構成員間の役割（責任）分担や代表者の役割を明確にする合意は必要と考えられます。
20	垂直多重商流の場合で協定書を要する場合、当方がひな形を持ち合わせていないため、ひな形をご提示いただきたい。 また、もし本事業におけるコンソーシアムがジョイントベンチャー（水平商流）を指す場合、経産省がJV応札規定で掲げる事業予算規模10億以上に合致しない点について、加味せずで良いものか等、ご示唆賜りたい。	御社の認識としての「コンソーシアム（垂直多重商流型）」が再委託関係を指すものであれば契約関係であるため、別途協定書は不要と考えます。ひな形の件については、協定書は企業間の合意であることから国が一律の様式を示すことは控えます。 また、本件は内閣府の調達であり経済産業省の調達ルールは適用していません。